

別表第1（第2条関係）

日常生活用具の種目、性能及び基準額

区分	種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
給付	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以 上の学齢児以上 のもの	音声等により操作ボタン が知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式による録 音並びに当該方式により 記録された図書の再生が 可能な製品であって、視 覚障がい者（児）が容易 に使用できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用 時計	視覚障害2級以 上の18歳以上の 者（音声式時計 は、手指の触覚 に障がいがある 等のため触読式 時計の使用が困 難な場合とす る。）	視覚障がい者が容易に使 用できるもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
	点字タイプラ イター	視覚障害2級以 上の就労若しく は就学している か又は就労が見 込まれる者	視覚障がい者（児）が容 易に使用できるもの	63,100	5年
	電磁調理器	1 視覚障害2級 以上（視覚障 がい者のみの 世帯及びこれ に準ずる世 帯）又は児童	障がい者が容易に使用で きるもの	41,000	6年

	<p>相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がい者を有すると判定された18歳以上の者</p> <p>2 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者を有する在宅酸素療法が必要な者（障がい者のみ世帯及びこれに準ずる世帯）</p>			
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の学齢児以上のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	9,000	5年
視覚障害者体重計	視覚障害2級以上の18歳以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	18,000	5年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障がい者を有する者で本装	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に	198,000	8年

	置により文字等 を読むことが可 能になる学齢児 以上のもの	置くことで、簡単に拡大 された画像（文字等）を モニターに映し出せるも の		
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以 上の学齢児以上 のもの	視覚障がい者（児）が容 易に使用できるもの	7,000	10年
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害2級以 上の学齢児以上 のもの	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換し て出力する機能を有する もので、視覚障がい者 （児）が容易に使用でき るもの	99,800	6年
点字器（標準 型A・B)	視覚に障がいを 有する者	A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチック製	A 10,712 B 6,798 (点筆を含 む)	7年
点字器（携帯 用A・B)	視覚に障がいを 有する者	A 32マス4行、片面書 ルミニウム製 B 32マス12行、片面書 プラスチック製	A 7,416 B 1,699 (点筆を含 む)	5年
点字ディスプ レイ	視覚障害2級以 上の身体障がい 者で用具を必要 と認められる学 齢児以上のもの	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの	383,500	6年
視覚障害者用 地デジ対応ラ ジオ	視覚障害2級以 上のもの	テレビ音声の受信が可能 なもの	29,000	6年

視覚障害者用 ICタグレコー ダー	視覚障害2級以 上のもの	識別したい物品に取り付 けたICタグの情報を専用 機で読み上げることによ り、名称その他の情報を 容易に認識できる機能等 を有するもの	59,800	6年
情報・通信支 援用具	視覚又は上肢2 級以上の障がい を有する者で、 パーソナルコン ピュータ（以下 「パソコン」と いう。）の使用 により社会参加 が見込まれるも のであって、周 辺機器等を使用 しなければ当該 パソコンの操作 が困難なもの	障がい者（児）がパソコ ンを使用する際にその障 がいがあるために必要と なる周辺機器	100,000	5年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の 18歳以上の者 （聴覚障がい者 のみの世帯及び これに準ずる世 帯で日常生活上 必要と認められ る世帯）	音、音声等を視覚、触覚 等により知覚できるもの	87,400	10年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発 声・発語に著し い障がいを有す	一般の電話機に接続する ことができ、音声の代わ りに文字等により通信が	71,000	5年

	る学齢児以上の もので、コミュ ニケーション、 緊急連絡等の手 段として必要と 認められるもの	可能な機器であり、障が い者（児）が容易に使用 できるもの		
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚に障がい を有する者で、本 装置によりテレ ビの視聴が可能 になるもの	字幕及び手話通訳付きの 聴覚障がい児用番組並び にテレビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を合成し たものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害 時の聴覚障がい者（児） 向け緊急信号を受信する もので、聴覚障がい者 （児）が容易に使用でき るもの	88,900	6年
人工内耳用電 池	聴覚に障がい を有する者で、人 工内耳を装用す るもの（人工内 耳用充電池の給 付を受けていな い者に限る。）	容易に使用し得るもの	2,970（月 額）	—
人工内耳用充 電器	聴覚に障がい を有する者で、人 工内耳を装用す るもの（人工内 耳用電池の給付 を受けていない 者に限る。）	容易に使用し得るもの	25,920	1年

人工内耳用充電電池	聴覚に障がいを持つ者で、人工内耳を装用するもの（人工内耳用電池の給付を受けていない者に限る。）	容易に使用し得るもの	17,280	1年
人工内耳用イヤモード	聴覚に障がいを持つ者で、人工内耳を装用するもの	容易に使用し得るもの	9,432	1年
人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚に障がいを持つ者で、人工内耳を装用するもの	容易に使用し得るもの	2,808	1年
人工内耳用乾燥剤	聴覚に障がいを持つ者で、人工内耳を装用するもの	容易に使用し得るもの	1,944	1年
人工喉頭（笛式）	音声機能又は言語機能に障がいを持つ者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	5,150（気管カニューレ付） +3,193)	4年
人工喉頭（電動式）	音声機能又は言語機能に障がいを持つ者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	72,203（電池又は充電器を含む）	5年
埋込型人工喉頭用人工鼻	音声機能又は言語機能障害を有する者で、常時埋込型人工喉頭	埋込型人工喉頭装用者が構音化するために気管孔に取り付けるフィルター及び固定シール（剝離剤	25,000（月額）	—

		を使用している等を含む。) もの		
便器 (手すり)	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上のもの 2 難病患者等で、常時介護を要する者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	4,450 (5,400)	8年
特殊便器	1 上肢障害2級以上又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がい者を有する者と判定された学齢児以上のもの 2 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障がい者 (児) を介護しているものが容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
特殊マット	1 下肢若しくは体幹機能障害1級 (常時介護を要するものに限る。) の18歳以上の者又は児童相談所若	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能 (マット (寝具) にビニール等の加工をしたもの。) を有するもの	19,600	5年

		<p>しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度の知的障害がいを有する者として判定された3歳以上のもの若しくは下肢若しくは体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳未満のもの</p> <p>2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>		
特殊寝台	<p>1 下肢又は体幹機能障害2級以上の18歳以上の者</p> <p>2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>	154,000	8年
訓練いす	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳未満の者</p>	<p>テーブルを備えたもの</p>	33,100	5年
訓練用ベッド	<p>1 下肢又は体</p>	<p>腕又は脚の訓練ができる</p>	159,200	8年

		<p>幹機能障害2級以上の学齢児以上18歳未満のもの</p> <p>2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者</p>	器具を備えたもの		
特殊尿器	<p>1 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要するものに限る。）の学齢児以上のもの</p> <p>2 難病患者等で、自力で排尿できない者</p>	<p>1 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要するものに限る。）の学齢児以上のもの</p> <p>2 難病患者等で、自力で排尿できない者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの</p>	67,000	5年
入浴担架	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に家族等他人の介助を要する者に限る。）の3歳以上の者</p>	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に家族等他人の介助を要する者に限る。）の3歳以上の者</p>	<p>障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	82,400	5年
体位変換器	<p>1 下肢又は体幹機能障害2級以上の下着交換等に家族等他人の介助を要する学齢</p>	<p>1 下肢又は体幹機能障害2級以上の下着交換等に家族等他人の介助を要する学齢</p>	<p>障がい者（児）又は難病患者等若しくは介助者が容易に使用できるもの</p>	15,000	5年

	<p>児以上のもの</p> <p>2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>			
携帯用会話補助装置	<p>音声機能若しくは言語機能に障がいをもつる学齢児以上の者、肢体不自由で発声・発語に著しい障がいをもつる学齢児以上のもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がいをもつると判定された者で用具が必要と認められる学齢児以上のもの</p>	<p>携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用できるもの</p>	98,800	5年
入浴補助用具	<p>1 下肢又は体幹機能に障がいをもつる者で、入浴に介助を必要とする3歳以上のもの</p> <p>2 難病患者等で、入浴に介</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は難病患者等若しくは介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000	8年

		助を要する者		
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	介助者が重度身体障がい者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 2 難病患者等で、下肢が不自由な者	次の性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8年
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がい（移動機能障	障がい者（児）又は難病患者等の移動等を円滑にする小規模な住宅改修で、次に掲げる用具の購入費及び工事費 ① 手すりの取付け ② 段差の解消	200,000	—

	害に限る。) ③ 滑り防止及び移動の を有する障害 等級3級以上 の者。ただ し、特殊便器 への取替えを する場合は、 上肢障害2級 以上の者 2 難病患者等 で、下肢又は 体幹機能に障 がいのある者	④ 引き戸等への扉の取 替え ⑤ 洋式便器等への便器 の取替え ⑥ その他前各号の住宅 改修に附帯して必要と なる住宅改修		
頭部保護帽 (オーダーメ イドA・B)	肢体に障がい を有し、医師が 必要と認める者	ヘルメット型で、転倒の 際に頭部を保護できる性 能を有するもの A スポンジ、革を主材 料とするもの B スポンジ、革、プラ スチックを主材料とす るもの	A 15,656 B 37,852	3年
頭部保護帽 (レディメイ ドA・B)	肢体に障がい を有する者	ヘルメット型で、転倒の 際に頭部を保護できる性 能を有するもの A スポンジ、革を主材 料とするもの B スポンジ、革、プラ スチックを主材料とす るもの	A 12,524 B 30,282	3年
頭部保護帽	1 児童相談所 又は知的障害	転倒の衝撃から頭部を保 護できるもの	12,160	3年

	<p>者更生相談所 において重度 又は最重度の 知的障がい を有する者 として判定 されたもの で、てんか んの発作等 により頻繁 に転倒する もの</p> <p>2 精神障害 者 保健福祉手 帳3級以上 を所持する 者で、てん かんの発作 等により頻 繁に転倒す るもの</p>			
<p>尿管器（男性 用A・B）</p>	<p>肢体に障がい を有する者</p>	<p>尿管器と蓄尿 袋で構成さ れた逆流防 止装置を付 けたラテック ス製又はゴ ム製のもの</p> <p>A 普通型 B 簡易型</p>	<p>A 15,862 B 11,742</p>	<p>1年</p>
<p>尿管器（女性 用A・B）</p>	<p>肢体に障がい を有する者</p>	<p>A 普通型 耐久性ゴム 製尿管器を 有するもの B 簡易型 ポリエチレン 製の尿管器 20枚を1組 とする。</p>	<p>A 17,510 B 12,154</p>	<p>1年</p>

T字状・棒状 のつえA	肢体に障がい を有する者	主体 木材（十分な強度 を有するもの。） 外装 ニス塗装	2,266（夜光 剤付+422、 全面夜光剤付 +1,236、外 装に白色又は 黄色ラッカー 使用+267）	3年
T字状・棒状 のつえB	肢体に障がい を有する者	主体 軽金属 外装 塗装なし	3,090（夜光 剤付+422、 全面夜光剤付 +1,236、外 装に白色又は 黄色ラッカー 使用+267）	3年
透析液加温器	腎臓機能障害3 級以上の自己連 続携行式腹膜灌 流法(CAPD)に よる透析療法を 行う18歳以上の 者又は腎臓機能 障害3級以上の3 歳以上18歳未満 の者	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	51,500	5年
酸素ボンベ運 搬車	呼吸器機能に障 がい を有し、医 療保険における 在宅酸素療法を 行う18歳以上の 者	障がい者が容易に使用で きるもの	17,000	10年
ネブライザー	1 呼吸器機能	障がい者（児）又は難病	36,000	5年

	<p>障害3級以上又は同程度の障がいをも有する者で用具を必要と認められる学齢児以上の者</p> <p>2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者</p>	<p>患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの</p>		
火災警報器	<p>障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の知的障がいをも有する者として判定さ</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの</p>	15,500	8年

	れたもの			
自動消火器	<p>1 障害等級2級 以上（火災発生 の感知及び 避難が著しく 困難な障がい 者のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯）の 者又は児童相 談所若しくは 知的障害者更 生相談所にお いて重度若し くは最重度 （火災発生の 感知及び避難 が著しく困難 な障がい者の みの世帯及び これに準ずる 世帯）の知的 障がい者を有す る者として判 定されたもの</p> <p>2 火災発生の 感知及び避難 が著しく困難 な難病患者等 のみの世帯及 びこれに準ず</p>	室内温度の異常上昇又は 炎の接触で自動的に消火 液を噴射し初期火災を消 火できるもの	28,700	8年

	る世帯			
電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がいを持つ者で用具を必要と認められる者 2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者（児）又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの	56,400	5年
動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（簡易なもの）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がいを持つ在宅酸素療法が必要な者	呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有する簡易なもので、容易に使用し得るもの	44,000	5年
ストーマ装具（消化器系）	ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを持つ者又は小腸機能に障がいを持つ者、用具を必要と認められる者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	8,858（1箇所	—
ストーマ装具	ぼうこう若しくは	低刺激性の粘着剤を使用	11,639（1箇所	—

	(尿路系)	は直腸機能に障がい を有する者又は小腸機能に障がい を有し、用具を必要と認 められる者	した密封型の収納袋で尿 処理用のキャップ付とす る。ラテックス製又はプ ラスチックフィルム製	所当たりの皮膚保護剤及び 袋を身体に密着させるもの を含む月額)	
紙おむつ等		1 ぼうこう若しくは直腸機能に障がい を有し、身体の状態により、 ストーマ装具では対応でき ない者又は二分脊椎、脳性 麻痺等脳原性運動機能に障 がい を有する者で判定により 必要と認められるもの 2 障害等級2級以上の者 又は児童相談所若しくは知 的障害者更生相談所におい て重度以上若しくは最重度 の知的障がい を有する者として	紙おむつ・脱脂綿・さらし ・ガーゼ等衛生用品で、 ストーマ装具の代わりとな るもの	12,360 (月額)	

		<p>判定されたものであって、紙おむつの使用を必要とするもの（65歳以上の者にあつては、65歳未満のときから、引き続いて紙おむつ等の給付を受ける者に限る。）</p>		
貸与	福祉電話	<p>難聴者又は外出困難な身体障害2級以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの（身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）</p>	障がい者が容易に使用できるもの	—
	緊急通報装置	ひとり暮らしの重度身体障がい者等	障がい者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なも	—

			の		
--	--	--	---	--	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がいの場合は、表中の上肢下肢又は体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 人工内耳用電池、埋込型人工喉頭用人工鼻、ストーマ用装具及び紙おむつ等の給付については、次のように取り扱うものとする。
 - (1) 暦月を単位に6月分を上限として日常生活用具給付券の交付をすることができるものとする。
 - (2) 別表第1に規定する範囲で1月に必要とする額の2倍の額を、日常生活用具給付券1枚に記載して給付することができるものとする。
 - (3) 日常生活用具給付券は、申請1回につき3枚まで一括に交付することができるものとする。

別表第2（第6条関係）

点字図書の給付対象及び給付限度

種類	給付対象	給付限度
点字図書	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者1人につき、1箇年点字図書6タイトル又は24巻とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。